○厚生労働省令第百三十七号

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）の一部の施行に伴い、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第五十三条の二第二項の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月二十四日

厚生労働大臣　小宮山洋子

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二百十条第四項中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百三十八号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第二項並びに第六十三条第一項第一号、第四号、第五号及び第七号並びに第二項並びに建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第九条第一項の規定に基づき、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月二十四日

厚生労働大臣　小宮山洋子

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第一条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第百十八条第五項中「介護関係業務のうち介護労働者法施行規則」を「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号。以下「介護労働者法」という。）第二条第一項に規定する介護関係業務のうち介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成四年労働省令第十八号）」に改める。

第百十九条第一項及び第六項中「第百十八条の三第六項第三号」を「前条第六項第三号」に改め、同条第八項中「第百十八条の三第六項第一号」を「前条第六項第一号」に、「職場支援従事者配置助成金（同条第七項第一号ロに規定する職場支援従事者の雇入れに係るものに限る。）」に該当する事業主に係るものに限る。）、職場支援従事者配置助成金（同条第七項第一号ロに規定する職場支援従事者の雇入れに係るものに限る。）」に改め、同条第九項中「第百十八条の三第六項第四号」を「前条第六項第四号」に改め、同条第十二項中「第百十八条の三第六項第一号」を「前条第六項第一号」に改め、同条第十三項中「第百十八条の三第七項第一号ロ」を「前条第七項第一号ロ」に改め、同条第十五項中「事業所内保育施設設置・運営等助成金」を「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」に改め、同条第十六項中「第百十八条の三第六項第一号」を「前条第六項第一号」に改め、同条第十七項中「第百十八条の三第六項第四号」に改め、同条第十九項中「第百十八条の三第六項第一号」を「前条第六項第一号」に改め、同条第二十項中「第百十八条の三第六項第四号」を「前条第六項第四号」に、「限る。」を「限る。）」に、「限る。）」を「限る。）」に改め、同条第二十四項、第二十九項及び第三十項中「第百十八条の三第六項第一号」を「前条第六項第一号」に、「職場支援従事者配置助成金（同条第七項第一号ロに規定する職場支援従事者の雇入れに係るものに限る。）」に該当する事業主に係るものに限る。）、職場支援従事者配置助成金（同条第七項第一号ロに規定する職場支援従事者の雇入れに係るものに限る。）」を「」に該当する事業主に係るものに限る。）、職場支援従事者配置助成金（同条第七項第一号ロに規定する職場支援従事者の雇入れに係るものに限る。）」に改め、同条第三十一項中「第百十八条の三第六項第一号」を「前条第六項第一号」に改め、同条第三十二項中「第百十八条の三第六項第二号」を「前条第六項第二号」に改め、同条第三十三項中「第百十八条の三第六項第三号」を「前条第六項第三号」に改め、同条第三十四項中「第百十八条の三第六項第四号」に改め、同条第三十五項中「第百十八条の三第六項第五号」を「前条第六項第五号」に改め、同条第三十六項中「第百十八条の三第六項第六号」を「前条第六項第六号」に改め、同条第三十七項中「第百十八条の三第六項第七号」を「前条第六項第七号」に改め、同条第三十八項中「第百十八条の三第六項第一号」を「前条第六項第一号」に改める。

附則第十五条第十一項及び第十二項中「第一項」を「第二項」に改める。

附則第十五条の五第二項中「第二号」の下に「及び第三号」を加え、同項第一号イ中「特定被災区域に居住」を「、特定被災区域に居住していた六十五歳未満の求職者（第百十条第二項第一号イの職場適応訓練受講求職者を除く。以下このイにおいて同じ。）」に改め、「（第百十条第二項第一号イの職場適応訓練受講求職者を除く。）」を削り、同号ロ中「対象労働者」を「イに該当する雇入れに係る者（次号及び第三号において「対象者」という。）」に改め、同項第二号中「前号イに該当する雇入れに係る者」を「対象者」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第一号に該当する事業主であつて、特定対象者（対象者のうち、同号イの雇入れの日から起算して一年以上継続して雇用されている者又は同年以上継続して雇用された者をいう。）を十人以上雇用したものに対しては、当該特定対象者の数が十人以上に達したときに、前号に定める額に加え、五十万円（中小企業事業主にあつては、九十万円）

附則第十五条の五第四項中「第百十八条の三第五項第一号」を「第百十八条の三第六項第一号」に改め、同項及び同条第五項中「、建設教育訓練助成金」を削り、同条に次の二項を加える。

6　第二項の規定にかかわらず、被災者雇用開発助成金は、国等に対しては、支給しないものとする。

7　第二項の規定にかかわらず、被災者雇用開発助成金は、労働保険料の納付の状況が著しく不適切である、又は過去三年以内に偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金その他の法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした事業主に対しては、支給しないものとする。

附則第十五条の十一中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3　前条第二項第一号に該当する雇入れであつて、同号の労働者として次のいずれにも該当する者を青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県又は長野県の区域内に所在する事業所において雇い入れる場合における前項の規定の適用については、同項中「十二箇月」とあるのは「十二箇月、十八箇月」とする。

一　東日本大震災の発生時に、特定被災区域内に居住していた求職者又は特定被災区域において就業をしており、当該震災により離職を余儀なくされた求職者

二　次のいずれかに該当する者

イ　身体障害者

ロ　知的障害者

ハ　精神障害者

附則第十七条の五の二第四項中「職場支援従事者配置助成金（同条第七項第一号ロに規定する職場支援従事者の雇入れに係るものに限る。次項において同じ。）」を「、職場支援従事者配置助成金（同条第七項第一号ロに規定する職場支援従事者の雇入れに係るものに限る。次項において同じ。）に改める。

附則第十七条の七の次に次の二条を加える。

（訓練等支援給付金に関する暫定措置）

第十七条の八　特定被災区域内に所在する事業所の事業主に対する訓練等支援給付金の支給については、平成二十五年三月三十一日までの間においては、第百二十五条第二項第一号イ(1)(ⅳ)の規定は適用せず、同号ロ(1)中「及び(ⅳ)並びに」とあるのは「及び」と、同号ハ(1)中「、(ⅲ)及び(ⅳ)」とあるのは「及び(ⅲ)」と、同項第二号イ(1)及び(2)中「三分の一」とあるのは「三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）」と、同号ロ(1)及び(2)中「三分の一」とあるのは「二分の一」と、「二分の一」とあるのは「三分の二」と、同号ホ(1)及び(2)中「二分の一」とあるのは「三分の二」と、「三分の一」とあるのは「二分の一」と、「二分の一」とあるのは「三分の二」と読み替えて適用する。